

平成21年度

行政改革の推進について

平成21年2月

富山県行財政改革推進本部

目 次

第 1	平成 21 年度に取り組む行政改革の基本的な考え方	1
-----	---------------------------	---

第 2 平成 21 年度に実施する主な行政改革

I	簡素効率化の推進と新たな政策課題に対処するための組織整備	2
II	人件費の抑制	8
III	公の施設等の改革・廃止	10
IV	外郭団体の改革・廃止	12
V	事業の点検・見直し	14
VI	県有資産の見直し	18
VII	公民連携の推進	20
VIII	職員の能力・資質向上と意識改革	24
IX	県民参加と地方分権改革の推進	28

○ 附属資料

別表第 1	組織機構の見直し内容	30
別表第 2	事務事業の見直し等における主なもの	33

第1 平成21年度に取り組む行政改革の基本的な考え方

本県財政については、平成16年度における国の地方交付税等の大幅削減のほか、公債費や社会保障関係経費の増大等により、平成17年度予算編成前の段階で約400億円の財源不足が見込まれるなど非常に危機的な状況にあった。このため、平成17年度を「財政再建元年」と位置づけ、職員給与の臨時的減額、職員数の削減等を行うこととした。

また、行政改革推進会議（会長：井村健輔 富山県経営者協会会長 設置期間：平成17～19年度）を設置し、その提言を踏まえつつ、スリムで効率的な県政の実現を目指し、公の施設や外郭団体の見直し、事業や補助金等の見直し、縮減、公債費の負担軽減、平準化などの行財政改革にスピード感をもって積極的に取り組み、平成20年度予算編成後の段階で財源不足を約140億円まで縮減したところである。

平成20年度においては、行政改革推進会議の提言に沿った、行政改革の取組状況を点検するとともに、情勢の変化等に伴う新たな課題について助言等をいただくため、6月に行政改革委員会（会長：田中一郎 田中精密工業㈱代表取締役会長）を設置した。

行政改革委員会では、平成18年度の制度導入以来、2巡目の管理者指定を迎える「指定管理者制度」について、取組状況、課題等について検討がなされ、8月に提言「指定管理者制度のさらなる有効活用に向けて」が取りまとめられた。

去る2月6日には、「平成20年度報告」が提出され、公の施設、外郭団体、事務事業の見直しのほか、新たな課題である公民連携の推進、県有資産の有効活用等について、今後の方向性が示された。

こうした中、世界的な金融危機を背景にした昨秋以降の景気の急速な減退により、法人関係税を中心に県税収入が前年度に比べ300億円超の減収見込みとなるなど県財政には深刻な影響が生じている。本県をはじめ地方の積極的な主張・働きかけにより地方交付税が別枠で1兆円加算されるなどの措置がとられたところであるが、新幹線整備事業負担金、社会保障関係経費の増加、高水準の公債費負担に加え、喫緊の課題である景気・雇用対策への取組みも必要となるなど、県財政は依然として厳しい状況にあることから、引き続き行財政改革に真摯に取り組んでいく必要がある。

以上の認識に立って、県議会、市町村等のもとより、幅広い県民の理解と協力を得ながら、行政改革を推進し、ひいては県民の期待に応えられるよう、「元氣とやまの創造」に向けた取組みを加速していく。

第2 平成21年度に実施する主な行政改革

I 簡素効率化の推進と新たな政策課題に対処するための組織整備

1 基本的な考え方

経済社会情勢や県民ニーズの変化等にあわせ、新たな政策課題や県政の総合的な取り組みが必要な課題に戦略的かつ迅速に対応するため、組織の整備を図る。

また、簡素で効率的な行政を推進するため、事業の進捗状況や業務の効率化等の視点から、組織体制の見直しを行う。

2 平成21年度の主な実施内容

<主なポイント>

-新たな政策課題に対処するための組織整備-

- 1 知事政策室、土木部で分担して対応していた各種交通政策に一元的・整合的に対応するため、「総合交通政策室」を新設し、その下に「航空政策課」及び「地域交通・並行在来線対策課」を設置
- 2 知事政策室を「知事政策局」に改称するとともに、これまで室内局であった「観光・地域振興局」を知事直属の組織として位置付け
- 3 消費者行政の強化を図るため、県民生活課の「消費生活係」を再編して「消費生活班」を新設
- 4 新型インフルエンザなど感染症対策の強化を図るため、健康課の「保健予防係」を再編して「感染症・疾病対策班」を新設
- 5 中央病院の看護サービスをより一層充実させるため、7対1看護体制に移行するとともに、救急医療やがん放射線治療などに専門医等を配置し診療部門を充実
- 6 現下の厳しい雇用情勢に対応するため、労働雇用課に緊急雇用対策担当主幹を配置

-組織の簡素化、業務の効率化のための見直し-

- 1 事業の一部概成に伴い、富山新港管理局工務課における班体制を見直し、工務第一班と工務第二班を統合
- 2 和田川水道管理所の運転監視業務の委託拡大など企業局の組織体制の見直し
- 3 県内市町村において社会教育指導体制の充実が図られたことに伴い、生涯学習・文化財室の派遣社会教育主事班の廃止
- 4 新たな政策課題への対応も含めて一般行政部門では90名の減員(H21.4.1の見込み)

-新たな政策課題に対処するための組織整備-

交通政策の総合的な推進、消費者行政の強化、医療や雇用対策の充実など、新たな政策課題等に対処するための必要な体制の整備を図る。

(1) 交通政策の総合的な推進

北陸新幹線の早期開業、地方負担の軽減、開業と同時にJRから経営分離される予定の並行在来線対策など新幹線に関連する諸課題への対応、航空ネットワークの拡充など富山空港の活性化対策は、「元気とやま」づくりの基盤となるものであり、今後、諸情勢の変化に対応して、的確かつ機動的・迅速に取り組むことが求められている。

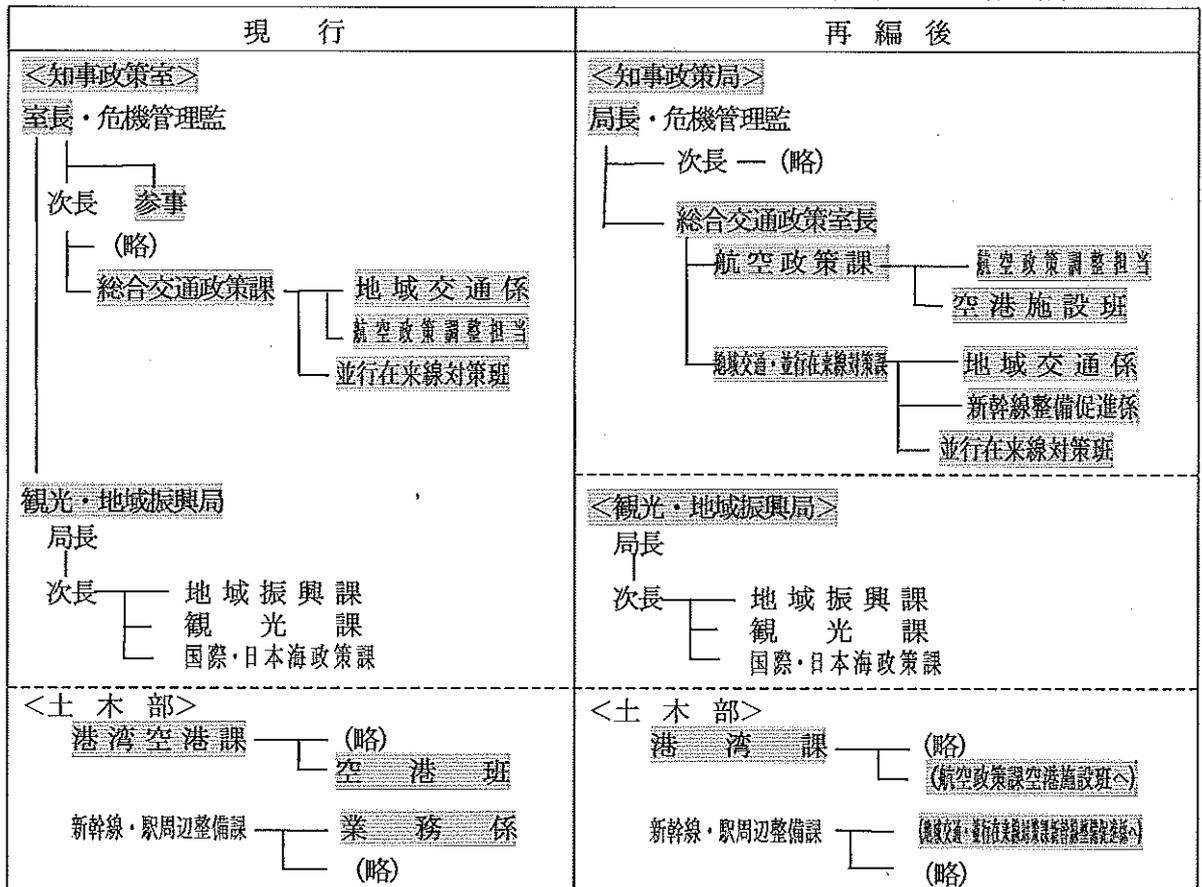
そのため、これまで、知事政策室、土木部で分担して対応していたこれらの課題に一元的・総合的に対応するため、「総合交通政策室」を設置する。「総合交通政策室」には次長級の室長を配置し、その下に「航空政策課」、「地域交通・並行在来線対策課」の2課を置く。

- ・「航空政策課」は、従来、①総合交通政策課が担当していた国内・国際の定期航空路線の利用促進、路線ネットワークの拡充対策、②土木部港湾空港課が担当していた、就航率向上対策（最低降下高度の引下げ、気象レーダーの設置等）、空港施設の整備・管理等を合わせて担当し、ハード・ソフト両面から航空政策を推進する。
- ・「地域交通・並行在来線対策課」は、従来、総合交通政策課の一部で担当していた、バス路線、鉄道・軌道事業への支援、並行在来線対策を専任する課として設置し、県民の足となる地域交通の活性化を総合的に推進する。

(2) 知事直属組織の明確化

知事政策室を「知事政策局」に改称し、各部局の筆頭となる知事直属の組織であることを明確化するとともに、これまで知事政策室の室内局であった「観光・地域振興局」を知事政策局と同様に知事直属の組織として位置付ける。

(交通政策の総合的な推進のための体制整備、知事政策室、観光・地域振興局の組織再編)



(3) 消費者行政の強化

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、国において、消費者庁設置法案や消費者安全法案の審議が進められるとともに、2次補正予算に地方消費者行政活性化交付金が計上されるなど、地方自治体を支援することとしている。

これらを踏まえて、県としては、今後3年程度で、広域的な見地からの対応が必要な案件への相談体制の充実、市町村の主体的な取組みへの支援などに取り組むこととしており、庁内の消費者行政関係部署や市町村との調整に適切に対応していくため、県民生活課の消費生活係を再編し、「消費生活班」を設置する。

(4) 新型インフルエンザなど 感染症対策の強化

新型インフルエンザについては、その発生の危険性が高まっており、国の行動計画の改定等を踏まえ、県においても早急に行動計画を改定し、この計画に基づく対策を速やかに実施していく必要があるが、その際には、医療機関、市町村との連携、協力が不可欠である。

これらの課題に機動的に対応し、新たな感染症の発生による県民の健康への影響を最小限にとどめる適切な対策を図るため、厚生部に参事（感染症・危機管理担当）を配置するとともに、健康課の保健予防係を「感染症・疾病対策班」に再編し、感染症・疾病対策の体制を強化する。

(5) 中央病院における看護体制・診療部門の強化

看護サービスをより一層充実させるため、平成21年4月から7対1看護体制（入院患者7人に看護師1人の体制）に移行する。

また、診療部門の充実を図るため、次のとおり人員体制を整備する。

- ・ 心臓カテーテル検査・治療の件数の増加に伴う循環器内科医の増員
- ・ 救急車等による救急搬送の急増に対応した救命センター科医師の増員
- ・ 効果的ながん治療を行うために導入するリニアック（がん放射線治療装置）を、有効に運用するための医師及び診療放射線技師の増員

(6) 雇用対策の推進

① 労働雇用課の体制強化

現下の極めて厳しい雇用情勢を踏まえ、国や市町村と連携を図りながら、国の交付金を活用した緊急雇用など、雇用の確保・創出などの雇用対策を積極的に進めるため、労働雇用課に「緊急雇用対策担当主幹」を配置する。

② 職業能力開発の体制整備

雇用情勢の悪化に対応し、職業訓練の拡充など雇用安定への取組みを強化するとともに、技能継承の観点から産業人材育成を推進するため、職業能力開発課の計画指導係を「訓練指導係」に、管理係を「人材育成係」に改める。

(7) 県有財産の有効活用推進のための体制整備

県有財産について、「管理」中心から「有効活用」という視点で、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を推進するため、管財課の財産係を「財産活用推進係」に改める。

(8) 全国スポーツ・レクリエーション祭の開催に伴う体制整備

平成22年10月に本県で開催予定の「第23回全国スポーツ・レクリエーション祭」の推進体制を強化するため、スポーツ・保健課の全国スポーツ・レクリエーション祭準備班を「全国スポーツ・レクリエーション祭推進班」に改め、担当職員を増員する。

(9) その他の重要施策推進のための体制整備

経済社会情勢により変化する行政課題への確に対応するため人員を重点的に配置する。

課名	配置理由	増員人員
富山児童相談所	児童虐待に関する相談件数の増に対応するため、児童福祉司を増員する。	1名
県立大学	平成21年4月の県立大学環境工学科の設置、短期大学部の廃止を見据え、必要な教員配置を行う。	3名

-組織の簡素化、業務の効率化のための見直し-

富山新港管理局の見直しなど組織の簡素化、業務の効率化のための見直しを行う。

(10) 富山新港管理局の見直し

新港東地区事業の概成に伴い、工務課における班体制を見直し、西地区担当の工務第一班と東地区担当の工務第二班を統合して「工務班」とし、担当職員1名を減ずる。

(11) 企業局の組織体制の見直し

業務の効率化による電気事業の安定経営を図るため、大長谷第三発電所、上市川第一発電所など6発電所の保守管理業務を委託する。

また、和田川水道管理所の運転監視業務について委託を拡大し業務全般を委託する。これらにより、企業局職員16名を減ずる。

(12) 社会教育主事派遣終了による派遣社会教育主事班の廃止

県内市町村において社会教育指導体制の充実が図られたことに伴い、昭和49年以来実施してきた社会教育主事派遣を平成20年度をもって終了し、これに伴い生涯学習・文化財室の派遣社会教育主事班を廃止する。

(13) その他の業務の見直し

公共事業の減、組織再編に伴う見直しなどにより、引き続き、農林振興センター、農林水産総合技術センター、土木センター、港事務所等の人員配置を見直す。

3 審議会等の見直し

(1) 審議会等の廃止又は統合

審議会等のあり方を見直し、社会経済情勢の変化により必要性が低下したもの、所期の目的を達成したものなどについて、引き続き廃止または統合を行う。

具体的には、概ね所期の目的を達成した、次の4審議会等を廃止する。

- ・ 山菜などの特用林産の振興について検討する「特用林産振興協議会」を平成20年3月末に廃止し、その機能は「森林審議会」に引き継ぐ。
- ・ 県内のバイオテクノロジー関連産業の振興について検討する「バイオ推進戦略会議」を平成21年1月に廃止し、その機能は「科学技術会議」に引き継ぐ。
- ・ 環日本海地域の開発に向けた政策などについて検討する「環日本海政策会議」を平成20年12月に廃止し、今後は、「ロシア・欧米・環日本海 物流・観光懇話会」などで意見を聴く。
- ・ 本県の産業政策をはじめとした県政全般の課題について意見を聴く「産業構造研究会顧問会議」を廃止し、今後は、「活力とやま創造経済懇談会」などで意見を聴く。

平成21年2月現在	91審議会等 ^{※1}	(4減) ^{※2}
(平成20年2月	95審議会等)	※1 法令必置の審議会等を除く ※2 廃止決定済みの審議会等を含む

平成21年度は、長期にわたり就任している委員の見直しなどの委員構成や、各審議会そのものの必要性など、審議会等のあり方について検討を深める。

(2) 審議会等への女性の参画促進

所期達成目標：平成27年度末における女性委員の割合が40%

平成21年2月1日現在	35.6%
平成20年6月1日	34.8%
(平成19年6月1日	33.6%)

(3) 県民の県政への参画をより一層促進するため、委員公募を実施

平成21年2月現在	30審議会等 (23.8%)	で38名
(平成20年2月	30審議会等 (23.4%)	で39名)

4 組織機構の見直し結果（知事部局）

(1) 行政組織の状況

今回、組織機構の見直しを行うことにより、平成21年度の知事部局（本庁）の行政組織数は9部局、1局内室、58室課36班163係となり、平成20年度に比べると、1部局の増、1室内局の減、1局内室の増、1課の増、2班の増、2係の減となる。

平成20年度					平成21年度				
部局名	部局内の組織				部局名	部局内の組織			
	室	課	班	係		室	課	班	係
知事政策室		8	6	17	知事政策局	1	6	5	10
					観光・地域振興局		3	2	8
経営管理部		8	3	29	経営管理部		8	3	29
生活環境文化部		6	2	15	生活環境文化部		6	3	14
厚生部		8	5	23	厚生部		8	6	22
商工労働部		6	2	13	商工労働部		6	2	13
農林水産部		8	8	27	農林水産部		8	8	27
土木部		10	6	34	土木部		10	5	33
出納局	1	2	2	7	出納局	1	2	2	7
8部局	1	56	34	165	9部局(+1)	2(+1)	57(+1)	36(+2)	163(▲2)

(2) 組織機構の見直し等に伴う定数の増減

知事部局における組織機構の見直しに伴う人員体制は、3人増となる。

	増員要素		減員要素	
組織機構の見直しに伴う人員配置	総合交通政策室の設置	21	総合交通政策室設置に伴う人員移管	△21
	消費生活班の設置	1	富山新港管理局の班体制の見直し	△1
	感染症・疾病対策班の設置等	2		
	緊急雇用対策担当主幹の配置	1		
	小計	25	小計	△22
※ 増員要素(25) + 減員要素(△22) = 3				

《注》 ・組織機構の見直し以外も含めた人員の増減は以下のとおり

	知事部局	内 訳		
		一般行政部門	その他	
			中央病院	県立大学
各種業務の見直し等による減員	△107	△103	△4	
新たな行政課題への対応のための増員	+38	+10	+25	+3
組織機構の見直し	+3	+3		
計	△66	△90	+24	

・一般行政部門の純減は△90人となる。

(p8「定員適正化計画の進捗状況」、p9「集中改革プランの進捗状況」参照)

II 人件費の抑制

1 基本的な考え方

県を取り巻く極めて厳しい行財政環境を踏まえ、平成17年2月に策定した定員適正化計画及び平成18年7月に策定した集中改革プランに基づき職員数の削減に努めるなど、引き続き、簡素で効率的な行政運営に徹することとする。

また、財源不足に対応するために、改めて平成20年4月から実施している給料の臨時的な減額措置及び地域手当の凍結を平成21年度も継続する。

2 平成21年度の主な実施内容

<p><主なポイント></p> <p>1 一般行政部門の職員数を対象とする定員適正化計画（平成17年2月策定）については、平成21年4月までの5年間で546人（13.1%）の削減の見込みで、目標（416人（10.0%））を大幅に上回る見込み</p> <p>2 集中改革プラン（平成18年7月に策定）に基づき、平成22年4月までの5年間で全職員数の5.2%、861人を削減（平成21年4月までの4年間で713人（4.3%）を削減の見込み。進捗率82.8%）</p> <p>3 給料は新たに平成20年度から3年間減額（平成17年度から6年間減額） （特別職：知事△18%、副知事等△13%、一般職：部長級△4%、次長級～課長級△3%、その他の職員△1%で、地域手当は本来の支給率3%（富山市内勤務の場合）を凍結）</p>	
---	--

(1) 定員適正化計画に基づく職員数の適正化

一般行政部門については、定員適正化計画（平成17年2月策定。目標＝平成16年度の職員数4,159人を基準として、平成21年度までの5年間に、10%、416人を削減）に基づき、職員数の削減に努めてきたところ、平成20年度に目標を達成し、最終的に平成21年4月までの5年間で目標を大幅に上回る13.1%、546人を削減する見込みとなった。（なお、教員、警察官等を含む全職員では、平成21年4月までの5年間で852人を削減する見込みである。）

※ 定員適正化計画の進捗状況

（各年4月1日現在、単位：人）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年 (見込み)	計 (見込み)	目標
一般行政部門 職員数	4,159	4,080	3,982	3,863	3,703	3,613		3,743
増減数		△79	△98	△119	△160	△90	△546	△416
増減率	(基準)	△1.9%	△2.3%	△2.9%	△3.8%	△2.2%	△13.1%	△10.0%

注：上記の見込みについては、今後の採用者、退職者の動向や関係団体等への派遣状況、人事異動等によって変動するものである。

(2) 集中改革プランに基づく職員数の適正化

県全体としては、集中改革プラン（平成18年7月策定。平成17年度の職員数16,701人を基準として、平成22年度までの5年間に、5.2%、861人を

目標に削減)に基づき、職員数の削減に努めているところであり、平成21年4月までの4年間で4.3%、713人の削減となる見込みである(進捗率=82.8%)。

一般行政部門については、今後とも、引き続き事務事業の見直し、民間委託(移管)の推進などの取組みを積極的に進める。また、教育・警察など特別行政分野や公営企業等においては、法令等による職員配置基準、医療の充実など新たな行政ニーズにも留意しながら、一般行政部門における削減の考え方に準じ、削減目標の達成に向けて一層の職員数の適正化に努める。

※ 集中改革プラン(定員管理)の進捗状況

(各年4月1日現在、単位:人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年 (見込み)	平成22年	計 (見込み)	目標
一般行政部門	4,080	3,982	3,863	3,703	3,613			3,658
増減数	(基準)	△98	△119	△160	△90		△467	△422
増減率		△2.4%	△2.9%	△3.9%	△2.2%		△11.4%	△10.3%
教育部門	9,396	9,344	9,263	9,145	9,091			8,991
増減数	(基準)	△52	△81	△118	△54		△305	△405
増減率		△0.6%	△0.9%	△1.2%	△0.6%		△3.3%	△4.3%
警察部門	2,194	2,254	2,259	2,249	2,252			2,235
増減数	(基準)	60	5	△10	3		58	41
増減率		2.8%	0.2%	△0.4%	0.1%		2.7%	1.9%
中央病院	849	852	853	881	906			835
増減数	(基準)	3	1	28	25		57	△14
増減率		0.4%	0.1%	3.3%	2.9%		6.7%	△1.6%
企業局等	182	173	153	142	126			121
増減数	(基準)	△9	△20	△11	△16		△56	△61
増減率		△4.9%	△11.0%	△6.0%	△8.8%		△30.7%	△33.5%
合計	16,701	16,605	16,391	16,120	15,988			△11.0%
増減数	(基準)	△96	△214	△271	△132		△713	△861
増減率		△0.6%	△1.3%	△1.6%	△0.8%		△4.3%	△5.2%

注: 警察部門の目標値については、平成17年4月1日現在で、警察官38名、その他3名、計41名の欠員があり、この欠員補充の影響を除けば、警察官+20名、その他△20名で、警察部門としては増減なしとなる。

(3) 特別職の給与について一定期間の減額措置

- ・ 期 間: 平成20年4月~平成23年3月
- ・ 削減率: 知 事 △15% (H17.4~H20.3、△10%) (地域手当の凍結を含めると△18%)
副知事等 △10% (H17.4~H20.3、△7%) (地域手当の凍結を含めると△13%)

(4) 一般職の給与について一定期間の減額措置

- ・ 期 間: 平成20年4月~平成23年3月
- ・ 削減率: 管理職(部長級) △4% (H17.4~H20.3、△5%) (地域手当の凍結を含めると△7%)
管理職(部長級以外) △3% (H17.4~H20.3、△5%) (地域手当の凍結を含めると△6%)
その他の職員 △1% (H17.4~H20.3、△3%) (地域手当の凍結を含めると△4%)

【参考】

- ・ 地域手当(富山市内勤務の場合 支給率3%)については、平成20年度から当分の間、凍結中。

Ⅲ 公の施設等の改革・廃止

1 基本的な考え方

行政改革推進会議の提言及び行政改革委員会の報告を踏まえ、公の施設について、引き続き、施設の廃止、規模・機能等の見直しを実施するとともに、試験研究機関について、業務の重点化（選択と集中）の観点から検証と見直しを実施していく。

2 平成21年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 行政改革推進会議の提言で廃止を検討すべきとされた大境ビジターセンターについては、平成21年3月末で廃止
- 2 平成21年2月の行政改革委員会の報告を踏まえ、健康増進センターについては、平成21年度をもって県施設としての位置付けを廃止し、民間等に移譲
- 3 同じく行政改革委員会の報告を踏まえ、花総合センターについては、砺波市の施設（チューリップ公園・チューリップ四季彩館）との関係を踏まえ、砺波市の意見等を聞きながら、施設のあり方について方針を決定
- 4 試験研究機関については、外部評価を活用し、評価結果を予算と人員配置に反映

(1) 行政改革推進会議の提言への対応

推進会議の提言については、平成21年2月の行政改革委員会の報告を踏まえ、次のとおり対応する。

① 公の施設

ア 廃止を検討すべき施設

- ・大境ビジターセンターについては、平成21年3月末で廃止する。
- ・ゴルフ練習場については、神通川浄水場に係る遊休資産の活用方策の検討を進め、廃止時期を決定する。
- ・県営高岡駐車場及び県営富山駐車場については、施設の耐用年限、投下資本の回収状況等を勘案しながら、廃止の検討を進める。また、県営富山駐車場については、北陸新幹線の開通を見越して富山駅周辺の整備が進められている状況を踏まえ、土地の有効活用の観点から、隣接県有地（新桜町仮駐車場）の処理と合わせ検討を行う。

イ 規模縮小・廃止を検討すべき施設

- ・花総合センターについては、平成18年度に指定管理者制度を導入し、現在、(財)花と緑の銀行が指定管理者となっているが、平成21年度で指定期間が終了することから、砺波市の施設（チューリップ公園・チューリップ四季彩館）との関係を踏まえ、砺波市の意見等を聞きながら、施設のあり方について方針を定め、その実施に向け所要の準備を進める。

ウ 民間等への移譲を検討すべき施設

- ・健康増進センター（施設内検診施設）については、平成18年度に指定管理者制度を導入し、現在、（財）富山県健康スポーツ財団が指定管理者となっているが、平成21年度をもって県施設としての位置付けを廃止し、民間等へ移譲することとし、円滑な移譲に向け所要の準備を進める。
- ・県営富山中央駐車場については、投下資本の回収状況等を勘案しながら、民間移譲の検討を進める。

エ 規模・機能等を検討すべき施設

- ・次の4施設については、平成18年度に指定管理者制度を導入し、運営の効率化等に取り組んでいるが、県の管理経費が依然多額に上っており、更なる経費節減と収入確保に努める。

・国際健康プラザ

現在のサービスの費用対効果を厳正に検証しながら、できる限り指定管理者の自主性に任せるなど、サービスのあり方について踏み込んだ検討を行った上で、平成21年度の次期指定管理者の公募・選定を行う。

・県民公園太閤山ランド

平成23年度の次期指定管理者の公募・選定までに、施設の状況や利用状況等を踏まえてサービスのあり方を検討し、継続するサービスであっても性能発注[※]の考え方を導入するなど指定管理者の創意工夫が発揮できる環境を整える。

・総合運動公園

性能発注の考え方を導入するなど指定管理者の創意工夫が発揮できる環境を整える。

・中央植物園

経費節減と収入確保に取り組むとともに、平成23年度の次期指定管理者の公募・選定までに、県施設として維持すべき機能の検討を行う。

※ 性能発注とは：受託者（指定管理者）が施設を適切に管理し、一定のサービス水準（性能）を維持することができるのであれば、施設の管理方法の詳細等については受託者の裁量に任せるという考え方

- ・保育専門学院については、県内の保育士の需給状況等を見極めながら、施設のあり方について検討を進める。

② 試験研究機関

引き続き、各試験研究機関は、提言に沿った取組みを進めるが、特に、業務の重点化（選択と集中）を図るため、外部評価を活用し、評価結果を予算と人員配置に反映していく。また、研究内容や研究成果等についての県民への説明責任を果たしていく。

IV 外郭団体の改革・廃止

1 基本的な考え方

行政改革推進会議の提言及び行政改革委員会の報告を踏まえ、引き続き、経営改善等を実施する。

2 平成21年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 行政改革推進会議の提言で廃止を検討すべきとされた富山県住宅供給公社については、平成21年3月末で解散
- 2 行政改革委員会の報告を踏まえ、(財)富山県健康スポーツ財団として、これまで指定管理者として運営してきた健康増進センター(施設内検診施設)について、「平成21年度をもって県施設としての位置付けを廃止し、民間等へ移譲する」との方針を踏まえ、自主事業の集団検診事業も含め、事業方針を決定

(1) 行政改革推進会議の提言への対応

推進会議の提言については、平成21年2月の行政改革委員会の報告を踏まえ、次のとおり対応する。

① 廃止を検討すべき団体

- ・富山県住宅供給公社

平成21年3月末で解散する。なお、県営住宅について、同公社は平成20年度まで指定管理者となっているが、公社廃止後の平成21年度からの次期指定管理者として民間事業者が指定されている。

- ・富山県土地開発公社

先行取得した長期保有土地の処理を進め、新幹線用地買収受託事業終了後の廃止に向けて検討を進める。

② 経営改善や事業の見直しを検討すべき団体

- ・(財)富山県健康スポーツ財団

これまで指定管理者として運営してきた健康増進センター(施設内検診施設)について、「平成21年度をもって県施設としての位置付けを廃止し、民間等へ移譲する」との方針を踏まえ、自主事業として行っている集団検診事業も含め、財団としての事業方針を決定する。

- ・(株)富山県総合情報センター

ITセンター(情報工房)廃止後の空きスペースへの入居者の確保など収入確保方策に早急に取り組む。なお、ITセンター(マルチメディアセンター)については、費用対効果等を検証しながらサービスの必要性の検討を行った上で、平成21年度の次期指定管理者の公募・選定を行う。

- ・(株) 富山県産業高度化センター
 高岡市、(独) 中小企業基盤整備機構等と連携・協力の上、施設の利用を促進し、累積欠損の解消に努める。
- ・(財) 富山会館
 赤坂会館の経営改善に努めるとともに、施設の必要性について検討を進める。
- ・富山県いきいき物産(株)
 経営改善と累積欠損の解消に努めるとともに、「いきいき富山館」富山店舗について、施設のあり方等の検討を進める。
- ・(財) 富山県勤労総合福祉センター
 とやま自遊館及びいこいの村富山の経営改善と累積欠損の解消に努めるとともに、後者については、財団事業として行う必要性そのものについて早急に検討する。
- ・(社) 富山県農林水産公社
 分収造林事業について、関係都道府県と連携しながら、国に対し、抜本的な支援策を要請するとともに、公社と土地所有者の分収比率の見直しの手続き（変更契約等）を進める。
- ・富山県道路公社
 有料道路事業の利用促進と経費節減に努めるとともに、立山有料道路については、平成24年11月の有料期間満了後の費用負担のあり方について、検討方針、検討体制及び検討スケジュールを決めた上で、具体的な検討を進める。
- ・(財) 富山県公営企業振興団
 ゴルフ練習場、県営高岡駐車場、県営富山駐車場、県営富山中央駐車場の状況を踏まえ、組織形態の簡素化、効率化に取り組む。
- ・(財) 伏木富山港・海王丸財団
 今後の管理経費の見通し等を踏まえて海王丸のあり方を検討し、総帆展帆の運営体制について方針を定める。

V 事業の点検・見直し

1 基本的な考え方

厳しい財政環境の中で、多様化する県民ニーズに応じていくため、より少ない人員・経費で質の高いサービスが提供できるよう、徹底した事務事業の見直しを行うとともに、従来の仕事の進め方を根本的に見直し、積極的に改善していく。

2 平成21年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 全ての事務事業について点検を行い、484件の事業を見直し、約16億400万円の節減
- 2 業務改革の推進、ITの活用、県民の利便性の向上
- 3 企業広告などによる収入の確保

(1) 事務事業の見直し

全ての事務事業について政策評価や予算編成などを通して点検を行った結果、484件について見直しを行った。(主要事例はp33~34 別表第2参照)

これらによる節減予定額は、約16億400万円となった。

内訳	事務事業の廃止・縮小等	372件
	民間活力の導入等(指定管理者制度導入含む)	54件
	業務の効率化	38件
	その他	20件

(これまでの実績)

区分	19年度	20年度	21年度
見直した件数(件)	669	438	484
節減した額(百万円)	2,750	1,457	1,640

(2) 業務改革の推進

① 共通事務の効率化の推進

現在、知事部局及び教育委員会(学校を除く)で実施している共通事務効率化^{※1}について、警察本部^{※2}において、システムを改修し、平成21年4月から段階的に導入する。

※1 共通事務効率化：服務・給与・共済・旅費など各所属に共通する内部管理事務の専任組織(総務会計課)への集約

※2 警察本部(警察署を含む)の共通事務システム：21年度に給与・厚生等、22年度に服務等の運用

② 決裁権限の下部移譲の推進

県の各部局や出先機関が柔軟に判断したほうが効率的な業務については、出先機関の長の決裁権限の拡大や決裁権限の下部移譲により権限を適切に分散化し、判断のスピードアップを図っていく。

③ 学校現場の負担軽減

県教育委員会が実施する調査照会等について、類似調査の統合や内容の簡素化、調査等の廃止などの見直しを行い、現場の教職員が教科指導や生徒指導などの充実が図られるよう、環境を整備する。

(3) ITの活用

① 電子申請の利用拡大

インターネットを利用して24時間365日各種申請や届け出等ができる、電子申請の利用拡大を図る。

※ 宅地建物取引業免許・主任者登録業務については、国土交通省及び各都道府県と共同(埼玉県を除く)で、電子申請を導入

- ・電子申請利用件数 20年度実績 1,503件 (H21.1未現在)
- ・電子申請可能な手続き数 818件 (H21.1未現在)

② インターネットを活用した県税申告の受付拡大及び公売の実施

インターネットを活用し、法人県民税及び法人事業税の申告の受付の拡大を図るとともに、県税の滞納で差し押さえた物件の公売を引き続き実施する。

- ・法人県民税及び法人事業税の申告の受付 20年度実績5,087件 (H21.1未現在) (⑱同期2,115件)
- ・県税の滞納で差し押さえた物件の公売 20年度実績 7件 (H21.1未見込) (⑱同期7件)

③ 県のホームページ等の充実

- ・県のホームページを充実して、各種制度、観光・イベント、統計データ、県からのお知らせ等の情報を発信し、引き続き県の施策に対する県民の理解を深める。

*県トップページへのアクセス件数

⑲ 168,053件/月 ⇒ ⑳ 202,687件/月 (H20.4~12平均)

- ・統計データについて、主要指標や統計用語を分かりやすく解説した「統計指標のかんどころ」を作成するとともに、全文検索機能を追加し利便性を高めている。

④ IT調達の全庁的審査の実施

IT調達の効率化、透明化などIT調達の改革を推進するため、情報システム調達指針等に基づき、情報システム調達委員会 (H18.9設置、委員長：情報企画監) において、IT調達の全庁的審査を実施する。

20年度審査実績 75件 (H21.1未現在)

(4) 県民の利便性の向上

① タウン誌等への県政情報の掲載

新たに「タウン誌」や「フリーペーパー」に県政情報等を掲載し、若者等に対する県広報を充実する。

② 公共交通機関の乗継検索システムの整備

インターネットや携帯電話から利用できる、鉄道とバス等の乗継検索システムを整備し、公共交通の利便性向上、利用促進を図る。(H21 年度中)

③ 犯罪被害者等に対応する総合相談窓口の設置

「犯罪被害者等基本法」及び「犯罪被害者等基本計画」に基づき、犯罪被害者等に対応する総合相談窓口を防災・危機管理課内に設置する。(H21. 4～)

④ 消費生活相談等の充実

- ・県消費生活センターの相談時間を週1回20時まで延長し(通常は17時まで)、仕事の関係等で、これまで相談窓口を訪れることが困難であった方々にも利用しやすくする。
- ・県消費生活センターでの多重債務者相談について、弁護士等による相談を定期的に行い、専門的・高度な相談にも迅速・確実に対応できるようにする。
- ・「消費者の安全・安心コーナー」を県のホームページ(トップページ)に開設し、消費者の安全・安心に関する情報をわかりやすくかつ速やかに提供する。

⑤ 小児救急電話の開設

県内各医療圏に整備されている小児の休日夜間急患センターを補完するため、夜間に子どもが急病になった場合などに電話で小児科医や看護師に助言を受けられる小児救急電話を開設する。(開設時間:午後7時~11時、年中無休)

⑥ 診療費の支払い方法の充実

県立中央病院での診療費の支払いについて、窓口での現金収納、銀行振込、自動精算機による方法に加え、クレジットカードによる方法を導入した。(H20. 12～)

⑦ 県立図書館の利用サービスの充実

新たなシステム導入により、県立図書館資料の貸出予約や貸出期限延長について、県立図書館ホームページから、インターネットを通じて申し込むことができるようにするとともに、郷土関連の図書・雑誌、新聞記事、人物、貴重書画像等を一括して検索できるようにするなど、利用者の利便性の向上を図る。(H21. 10～)

(5) 収入の確保

企業広告の実施

県が所有する資産(刊行物、印刷物、ホームページ、施設等)を広告媒体として活用し、県の自主財源の確保やコスト意識の徹底など職員の意識改革を図るとともに、県と企業との協働の促進や県内経済、産業の活性化を図ることを目的とする企業広告を平成21年度も引き続き実施する。

ア 刊行物等

県が発行する広報紙やパンフレット等の刊行物に広告を掲載する。
県広報とやま、自動車税納税通知書用封筒、犬の飼い主啓発用リーフレット、
観光パンフレット等

イ 公の施設

県民会館、こどもみらい館、総合体育センター、県陸上競技場の施設内の壁面等
に広告を掲載する。

ウ 県ホームページ

県のホームページ（トップページ）、「越中とやま食の王国」ホームページへ
バナー広告を掲載する。

(6) その他

ESCO事業^{※1}

県庁舎について、平成20年度で簡易診断を受診しているが、その診断結果を踏まえ、
平成21年度にESCO事業の導入について検討する。

※ ESCO事業：民間事業者が、省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客
の利益、地球環境保全に貢献する事業。ESCO事業者は、省エネルギー効果（光熱費削
減メリット）から、その一部を報酬として受取る。

VI 県有資産の見直し

1 基本的な考え方

県有資産については、行政改革委員会の報告の内容を踏まえ、次の4つの基本的な考え方のもと、さらなる有効活用及び売却促進に取り組む。

① 保有総量縮小の推進

低利用施設の集約化など効率的な利用を推進するとともに、それに伴い未利用となった財産については積極的に売却等を行う。

② 民間活力の活用

民間の知恵と活力を取り入れ、民間の活力をできる限り活用する。

③ 公正かつ透明な手続き

財産の処分にあたっては公正かつ透明な手続きの下に進める。

④ 財政健全化への寄与

未利用となった財産の売却促進や管理経費などコストの削減にできる限り努め、財政健全化へ寄与する。

2 平成21年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 簡素で効率的な行政、自主財源の確保の観点から、引き続き、県有未利用地の売却促進
- 2 低利用の県有財産の有効活用として、
 - (1) 県職員住宅は、西田地方職員住宅を平成23年3月末で廃止し、蓮町及び堀川小泉の2箇所に集約
 - (2) 新桜町仮駐車場は、経済情勢や地価動向も踏まえ早期に売却
 - (3) 職員仮駐車場（富山市舟橋南・北町）は、公的活用も含めて有効に活用する方策の検討を進める

(1) 県有未利用地の売却促進

これまで、将来的に有効活用を図る見込みがないと判断した土地について、一般競争入札などによる売却を実施している。（平成11年度から平成20年度までの売却実績：58件、約36億円の売却収入）

簡素で効率的な行政をめざすとともに、自主財源の確保の観点から、今後とも県有未利用地の売却促進に努めていく。

(2) 低利用の県有財産の有効活用及び売却促進

本来その財産が持っている価値が十分に活用されていない次の県有財産について有効活用方策等を実施する。

① 県職員住宅等

- ・中長期的観点から、大規模災害時における初動対応のための災害対策要員宿舎の確保など危機管理にも留意しながら、廃止も含め職員住宅の在り方を見直すこととし、当面、耐用年数(47年)を経過している西田地方職員住宅及び同敷地内の県立大学公舎を、平成23年3月末で廃止し、蓮町及び堀川小泉の2箇所に集約する。

② 新桜町仮駐車場（旧富山県職員会館敷地）

- ・北陸新幹線の開通を見越して富山駅周辺の整備が進められており、経済情勢や地価動向も踏まえ早期に売却する。

③ 職員仮駐車場（富山市舟橋南・北町）

- ・教育文化会館などの公共施設や学校等が隣接する公共・文教ゾーンであり、公的活用も含めて有効に活用する方策の検討を進める。

④ 庁舎空きスペース

- ・魚津及び砺波総合庁舎の空きスペースについては、さらなる有効活用を図るため、民間提案制度を導入して、ボランティアやNPO活動、芸術・文化、地域づくりなど県民の多彩なチャレンジを支援するため、民間事業者やNPO法人等に貸付けを図る。

VII 公民連携の推進

1 基本的な考え方

少子高齢化等に伴い公共サービスへの期待が高まる一方、厳しい財政環境等による経営資源の制約が強まる中で、公共サービスを効率的、効果的に提供していくため、民間委託の拡大、指定管理者制度の運用など、民間の創意工夫を生かした公民連携の推進を図る。

民間が担う公共サービスの分野を拡大していくため、民間事業者の創意工夫による提案を基に民間委託等を推進する「民間提案制度」の導入を図る。

指定管理者制度については、行政改革委員会からの報告を踏まえ、引き続き有効に活用し、より一層のサービス向上と経費の節減を図る。

2 平成21年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 民間委託の拡大
- 2 民間提案制度の導入に当たって、行政と民間との円滑な情報提供とコミュニケーションの確保のための方策を検討、実証するため、モデル事業（「富山県版対話型民間提案制度」推進モデル事業）を実施
- 3 指定管理者制度については、対象となりうる施設には基本的に導入済（H21.4現在56施設）。これにより県民サービスの向上と経費の削減を実現（管理経費の節減 対17年度（制度導入前）▲14億83百万円）

(1) 民間委託等の推進

① 民間委託の拡大

ア 県税の滞納整理業務の民間委託の拡大

県税の徴収確保を図るため、電話催告業務に加え、新たに、自動車税の滞納者に対する催告書等の作成、封入、発送業務の民間委託を行う。

イ 公用車へのリース契約の導入

一般職員が運転する公用車について、リース契約を導入し、これまで職員が行っていた法定点検や整備等のメンテナンス業務をリース業者に委ねる。

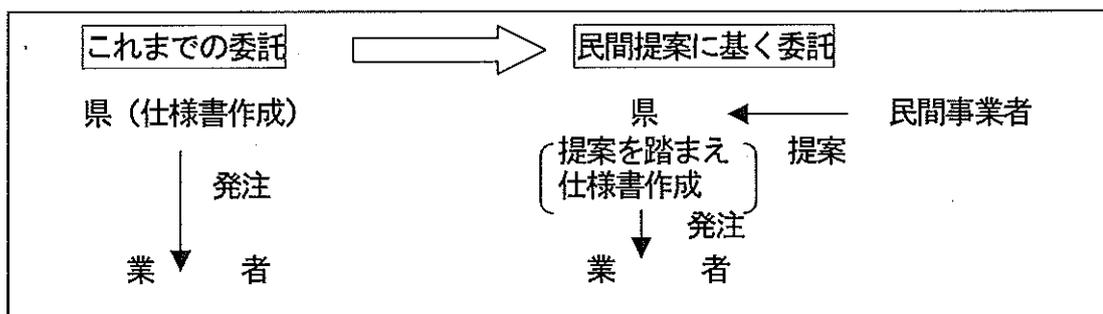
その際、リース車については、車両の小型化、低公害車の導入を進め、県として率先してCO₂削減、ガソリン消費の抑制を図る。

② 民間提案制度の導入

民間委託等のさらなる拡大を図るため、委託業務等を行政の考え方のみで決めるのではなく、担い手となる民間事業者の創意工夫による提案を基に民間委託等を推進する「民間提案制度」を導入する。

民間提案制度の導入に当たり、行政と民間との円滑な情報提供とコミュニケーションの確保のための方策を検討、実証するため、モデル事業（「富山県版対話型民間提案制度」推進モデル事業）を実施する。

<民間提案制度による民間委託のイメージ図>



ア モデル事業の概要

次頁図『「富山県版対話型民間提案制度」推進モデル事業の概要』のとおり。

イ モデル事業として実施する業務

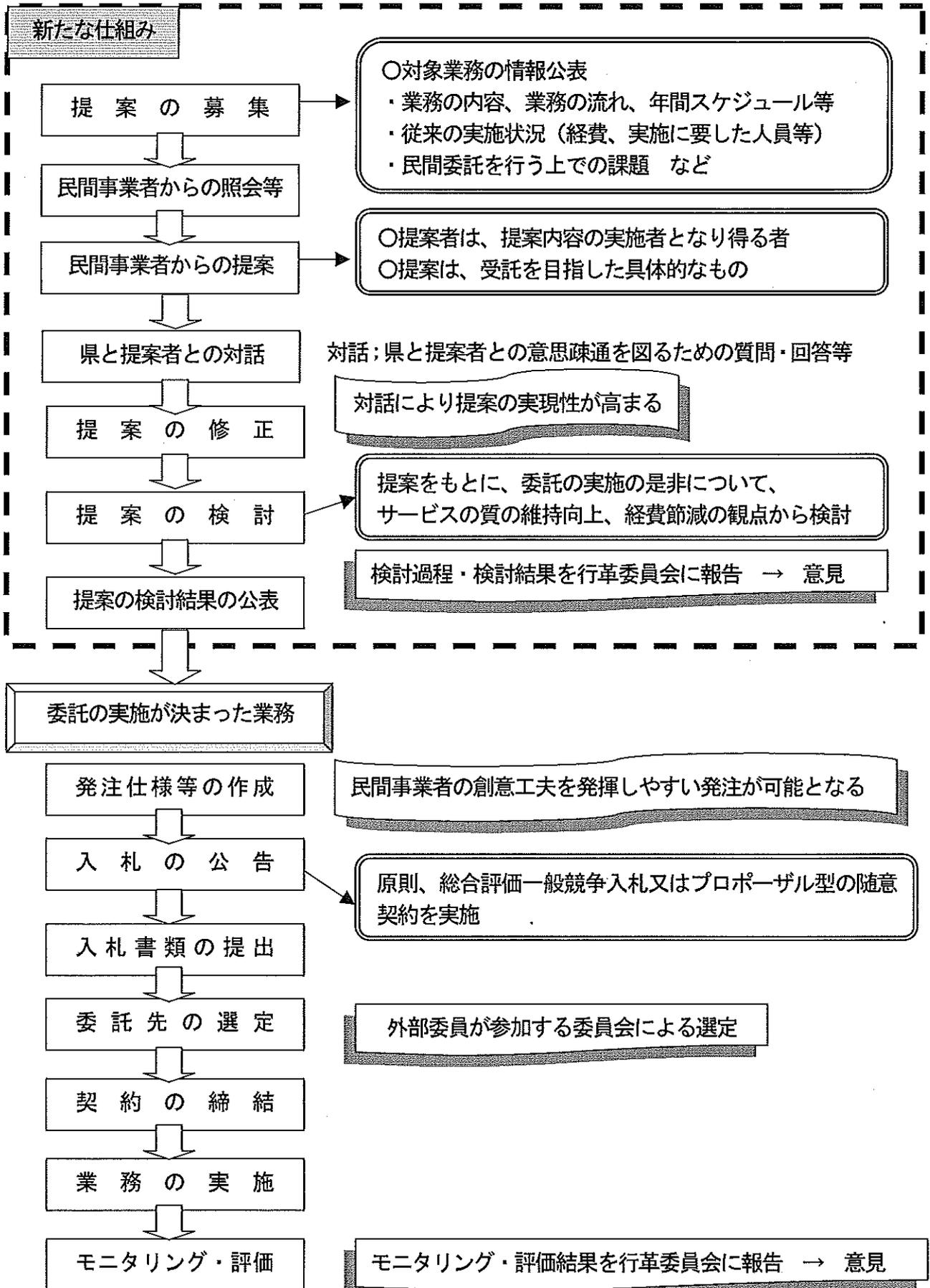
今後、民間事業者からの提案に基づく民間委託の拡大につながるよう、次の視点から、イベント、試験、統計、未収金回収など多様な種類の業務を選定する。

- (ア) 民間の創意工夫によりサービスの質の維持向上、経費節減が期待できるもの
- (イ) 民間事業者への情報提供やコミュニケーションの確保により、民間委託の促進が期待できるもの
- (ウ) 今後、同様の業務が民間委託につながることを期待できるもの

ウ 県の窓口の設置

提案者を含む民間事業者との連絡調整や庁内調整を円滑に行うため、経営管理部人事課行政改革・経営班を県の窓口とする。

「富山県版対話型民間提案制度」推進モデル事業の概要



(2) 指定管理者制度の有効活用

① 指定管理者の選定状況

平成20年度末をもって指定期間が満了となる43施設について指定管理者の選定を行い、3施設において新たな指定管理者を選定した。

指定管理者制度については、対象となりうる施設には基本的に導入済みであり、平成21年4月1日現在で、制度導入施設は56施設となる。(平成20年4月1日現在58施設。樺平ビジターセンター及び大境ビジターセンターの廃止により2施設の減)

指定管理者の内訳は、県の外郭団体が33施設、民間事業者等が14施設、公共的団体(体育協会等)が9施設となる。

また、指定管理者制度の導入による平成21年度の管理経費は、制度導入前の平成17年度予算額に比べ、約14億83百万円(△14.9%)の削減となる。

(このうち、平成20年度に公募を実施した43施設の平成21年度の管理経費は、平成20年度管理経費と比べ約2億48百万円(△3.5%)の削減となる。)

② 制度導入による県民サービスの向上

指定管理者から提案のあった県民サービスの向上については、引き続き実施するとともに、平成21年4月から新たに次のとおり実施する。

ア 供用日の拡大や供用時間の延長

- ・ 五福公園、岩瀬スポーツ公園及び常願寺川公園において、供用日の拡大や供用時間の延長
- ・ 県民小劇場において利用時間を拡大(開始時刻の繰上げ、終了時刻の繰下げ)

イ サービス内容の充実

- ・ 教育文化会館、高岡文化ホール等において、コイン式インターネットコーナーの新設、パソコン等の貸出用機器の充実
- ・ スポーツ施設において、未就学児童の体力づくりや、指導者を対象とした競技力向上への支援等の実施

ウ 利用料金体系の見直し

- ・ 新湊マリナにおいて、修理ヤードを会員が利用する場合の使用料を無料化

エ 施設の新たな活用によるイベント等の開催

- ・ 有峰森林文化公園において、倉庫として利用しているキャンプ場ロッジを集会、宿泊、緊急連絡避難施設等として一般利用者に開放
- ・ 頼成の森において、子どもたちが植物や昆虫などと触れ合う機会を設けるため、「夏休みキッズ広場」を実施

③ 指定管理者の管理業務の実施状況の検証

全ての指定管理者に、施設の管理業務に関する事業評価の実施を義務付けており、各指定管理者が利用者アンケートや自己評価、第三者による評価や利用者懇談会等を実施・開催している。

指定管理者から提出される事業報告書やこれらの評価結果の報告を踏まえ、適正な施設管理が実施され、住民サービスの向上が図られているか引き続き検証を行い、これらの結果を業務改善に生かしていくとともに、ホームページ等により公表する。

VIII 職員の能力・資質向上と意識改革

1 基本的な考え方

質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するため、目標による管理を取り入れた仕事の進め方を定着させるとともに、能力・業績に基づいた公正な処遇を実現することにより、職員の能力開発意欲を高め、業務遂行意欲を醸成する。

また、地方分権や地域間競争の進展、県民ニーズの多様化など、県を取り巻く状況の急速な変化に迅速かつ的確に対応するため、分権時代に対応できる、改革マインドに富んだ、地域力創造、地域経営の手法を身につけた人材を計画的、継続的に育成する。

2 平成21年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 業績評価制度の実施と評価結果に基づく処遇への適切な反映（平成22年1月から査定昇給に反映）
- 2 民間企業の経営者のビジョンやマネジメントを学ぶ「経営者に学ぶ講話」の開催や、民間企業の若手・中堅職員との「異業種交流ミーティング」など、若手職員等の能力発揮や職務意欲の涵養のための環境づくり
- 3 県の重要政策の推進、全国的な政策課題との連携・対応や民間の知恵・活力を学ぶための国、民間企業等への職員派遣
- 4 各種研修や職員提案の実施などを通じた職員の資質向上・意識改革

(1) 業績評価制度の実施

一定期間における職務の目標達成度や個人の貢献度等を基本とした「業績評価制度」（平成18年10月導入）を実施し、目標による管理手法を取り入れた効率的・効果的な仕事の進め方を定着させるとともに、職員の能力向上や意欲醸成を図る。

なお、評価結果については、職員の処遇に適切に反映させることとし、勤勉手当に加え、平成22年1月から査定昇給に反映する。

(2) 若手職員等の能力発揮、職務意欲の涵養のための環境づくり

「元気とやまの創造」の原動力となる若手職員等が能力を発揮でき、意欲を持って職務に従事できるような環境づくりを進めるため、平成21年度においては、次のような事業等を実施する。

① 新規採用職員の即戦力化

新規採用職員が配属後、円滑に業務に取り組み、高いモチベーションを維持しながら即戦力として仕事ができるよう、「新任職員トレーナー養成研修」を実施する。

○ 対 象 配属所属の若手中堅職員（採用年数5～10年）

○ 内 容 効果的な仕事の進め方（ノウハウ等）の指導、職員の動機づけ手法等

② 民間企業トップによる「経営者に学ぶ講話」

民間企業の経営者のチャレンジ精神、経営理念、ビジョンやマネジメントを学ぶ「経営者に学ぶ講話」を開催する。

- 対象：・新任職員、採用3年目職員
(新)・実務経験を重ね、中心的な役割を担っている採用10年目程度の職員
- 内容：民間企業の経営戦略、苦労話等に関する講話
- 講師：県内民間企業経営者

③ 若手職員の能力開発

職場において、企画力を発揮するなど中心的な役割を期待される職員が、民間企業の若手・中堅職員とのお互いの仕事について、意見を交換し、民間の仕事に取り組む視点やチャレンジすることを学ぶ「異業種交流ミーティング」を開催する。

- 対象：採用5年目の職員
- 内容：「地域経済活性化」をテーマとした座談会・交流会
- 講師：民間企業の第一線で、中核として活躍中の方々

④ 育児休業職員の円滑な職場復帰

育児休業している職員の円滑な職場復帰や仕事と子育ての両立を図るため、今後の仕事の進め方を学ぶとともに、いろいろな情報交換を行う「仕事・子育て両立支援研修」を開催する。

- 対象：育児休業による職場復帰前後半年以内の職員
- 内容：経験者からのアドバイス、先輩との座談会、メンタルヘルス等

(3) 国、民間企業等への派遣

県では厳しい定員管理への社会的要請を踏まえ、現在、集中改革プランに取り組んでいることから、国の機関、海外等への職員派遣については、県の重要政策の推進の観点、全国的な政策課題との連携・対応の必要性等を十分考慮し、派遣先を厳選して行う。

また、民間企業等への派遣については、職員が民間の知恵・活力を学び先進技術等を体験することにより、職員の意識改革と県民奉仕の精神の涵養、さらには、行政の効率的な執行、実務能力の向上などが期待できることから積極的に実施する。

① 中央省庁等

本県の行政需要を見極め、派遣先を厳選 (H20 12名 → H21 10名 ▲2名)

年度	人数	内 容 (派遣先等)
H21	10名	総務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、放送大学

② 海外の機関等への派遣 → 経済交流や観光振興を重視した派遣に転換

年度	人数	内 容 (派遣先等)
H20	4名	中国 (遼寧省、大連市、上海市)、韓国 (ソウル) (ロシアへの派遣については休止)
H21	5名	ロシアとの経済交流・物流の促進や観光客誘致などの事業を、今後積極的に展開していくことを踏まえ、ロシア (沿海地方) への派遣を実施

③ 民間企業等 → 民間企業等における地域活性化の取組み、地域ニーズ等を体得

年度	人数	内 容
H21	3名	① 地域活性化に関する戦略 ② 地域振興の取組みや支援施策 ③ 首都圏における農産物等のニーズや販路拡大の方策に関する研修を目的として、民間企業等に派遣

④ 他県との人事交流 → 岐阜県との交流を観光部門で実施

年度	人数	内 容
H20	1名	岐阜県 (土木職)
H21	1名	岐阜県 (事務職) ※ 東海北陸自動車道全線開通に伴い、観光部門に相互の職員を派遣し、両県連携した観光振興施策を企画・実施

(4) 職員の資質向上・意識改革

分権時代に対応できる、改革マインドに富んだ、地域力創造、地域経営の手法を身につけた人材の育成を進めるため、各階層を対象に、計画的に研修を開催することなどにより、職員の一層の資質向上と意識改革を図る。

また、職員提案制度については、庁内LAN上の「アイデアポケット」を通じた提案募集に加え、平成20年度において、試行的に各部局単位で提案募集を実施したが、身近な業務改善の提案が数多くあり、平成21年度においても、引き続き、各部局単位で提案募集を行い、職場での議論を活性化し、職員の意識改革と各部局での業務改善につなげていく。

① 自治大学校への研修派遣

毎年行っている幹部要員研修、税務専門課程への派遣に加え、以下を実施する。

年度	内 容
H21	H20 から開設された、先端的な地域経営手法を短期間 (3週間) で習得する「新時代・地域経営コース」へ引き続き派遣 (2名) * 「新時代・地域経営コース」 ・ 公務員制度改革、公会計改革、住民自治とコミュニティ振興など地方分権時代を担う職員の養成を行う短期集中コース

② 職員提案制度の活性化 → 各部局単位での提案募集の実施

年度	内 容															
H20	<p>従来のアイデアポケットが、全庁単位の提案が中心で、職員にとって提案しづらいと考えられることから、これに加え、身近な業務の改善が提案しやすいよう、試行的に各部局単位で提案募集を実施した。</p> <p>【各部局単位での提案募集の試行結果】</p> <p>ア 提案件数 230件（11室部局の計） （H19実績 14件）</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">内訳</td> <td style="padding: 0 5px;">・事務能率の向上</td> <td style="text-align: right;">100件</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"></td> <td style="padding: 0 5px;">・経費の節減</td> <td style="text-align: right;">52件</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"></td> <td style="padding: 0 5px;">・執務環境の向上</td> <td style="text-align: right;">25件</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"></td> <td style="padding: 0 5px;">・住民サービスの向上</td> <td style="text-align: right;">22件</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"></td> <td style="padding: 0 5px;">・その他</td> <td style="text-align: right;">31件</td> </tr> </table> <p>イ 成 果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案の実現に対して室部局での迅速かつ柔軟な対応により職場の活性化にもつながった ・ 提案内容について、室部局全体で取り組むことにより、部内における一体感の醸成、意思疎通の向上が図られた <p>ウ 職員提案による業務改善事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内LANの共有フォルダの利用ルールを定め、各課が作成した文書を全庁的に共有し、有効活用を図る ・ 部内政策自主研究会を実施し、各課の政策・施策の相互理解を深める ・ 定時退庁促進のため、各課で曜日と退庁時刻を定め、終業時に一斉消灯を行う ・ 出張や会議から帰庁した職員が、直ちに所属長に口頭による1分間復命を行う 	内訳	・事務能率の向上	100件		・経費の節減	52件		・執務環境の向上	25件		・住民サービスの向上	22件		・その他	31件
内訳	・事務能率の向上	100件														
	・経費の節減	52件														
	・執務環境の向上	25件														
	・住民サービスの向上	22件														
	・その他	31件														
H21	<p>20年度に各部局単位で試行的に実施した職員提案の成果を踏まえ、次のとおり、「各部局単位の職員提案」を本格的に実施し、職場の活性化などにつなげていく。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">「各部局単位の職員提案」</p> <ol style="list-style-type: none"> ①各部局では、毎年度、部局単位で職員提案を募集（実施時期等は各部局で決定） ②提案内容について、整理・分類した上で、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部内で行き組めるものについては、実施の可否を検討の上、実施、継続検討などの対応を決定 ・ 他部局への提案については、人事課を通じて関係所属へ照会 ③提案内容、提案に基づく各部局の取組みを人事課へ報告 ④人事課では、各部局の優れた取組みについて、庁内LANで紹介するなど情報共有を図り、全庁的な取組みにつなげる </div>															

IX 県民参加と地方分権改革の推進

1 基本的な考え方

「元気とやま創造計画」を指針として総合的・計画的な行政運営を進めるとともに、各種計画の策定や県政全般について、様々な機会、方法により県民の意見を聴き、県政に反映させる。

また、県内市町村や全国知事会をはじめとする地方六団体等と連携しながら、真の地方分権改革の実現のための取組みを進める。

2 平成21年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 「元気とやま創造計画」を指針とする総合的、計画的な行政運営の推進
- 2 知事のタウンミーティング、ふれあい対話などを継続
- 3 地方分権改革の推進、市町村への権限移譲

(1) 「元気とやま創造計画」を指針とする総合的、計画的な行政運営の推進

県民の視点に立って成果を上げることを重視する「元気とやま創造計画」を指針として、毎年度の予算に基づき施策や事業を実施する。

さらに、「元気とやま創造計画」の55の政策目標を基準とする政策評価を毎年度行い、評価結果を翌年度予算にフィードバックするPDCAサイクルにより目標の着実な達成を図り、総合的、計画的な行政運営を推進する。

(2) 県民参画の継続

- ① 県民の意見を反映し、オープンでわかりやすい県政を進めるために、知事が県民の方々と直接対話する「タウンミーティング」を引き続き、県内各地で開催する。また、企業や施設、各種団体など現場で活躍している県民の方々を訪問して、直接対話するふれあい対話や中小企業との対話も引き続き実施する。

※20年度実績	タウンミーティング	1回開催	220人の県民が参加
(2月19日現在)	中小企業との対話	2回開催	58人の経営者等が参加
	知事とのふれあい対話	1回開催	75人の県民が参加
	少子化・子育てミーティング等	5回開催	990人の県民が参加
	合計	9回開催	1,343人が参加

※知事就任以来	タウンミーティング	19回開催	3,870人の県民が参加
	中小企業との対話	19回開催	1,353人の経営者等が参加
	知事とのふれあい対話	23回開催	790人と対話
	少子化・子育てミーティング等	12回開催	1,575人の県民が参加
	合計	73回開催	7,588人が参加

- ② 「元気とやま目安箱」に電子メール、郵便、ファックス等によっていただいた意見に回答するとともに、その概要や県政への反映状況をホームページ等で公表する。

※20年度実績 受付件数 830件 (H21.2.19現在) [知事就任以来4,795件]

- ③ 県政の重点施策や県民の関心が高い課題について、各地域で職員による「出前県庁しごと談義」を開催する。(約130テーマを予定、20年度:130テーマ)

※20年度実績 55箇所を実施済み 延べ2,293人の県民が参加 (H21.2.19現在)

- ④ 富山県県民意見募集手続き実施要綱(パブリックコメント)により、条例の制定・改廃、各種計画の策定などの際に、県民から意見を募集し、県政に反映する。

※20年度実績 「県屋外広告物条例許可基準の見直し方針」「情報公開制度の見直し」「県少子化対策・子育て支援条例(仮称)」など9件を実施 (H21.2.19現在)

(3) 地方分権改革の推進

① 地方の自主性を高め、地域間格差是正に資する地方税財政制度の確立

地方分権改革のためには、地方団体がその役割・責任に応じた税財源を確保し、自主性を高められるようにするとともに、東京など大都市圏と地方圏との地域間格差の是正に資する地方税財政制度を確立することが必要である。

平成21年度においては、本県をはじめ地方の積極的な主張・働きかけにより地方交付税等が増額確保されるとともに、20年度に創設された地方税の偏在是正のための新たな仕組みも相応の成果を上げた。

・地方交付税等の増額確保

地方交付税を別枠で1兆円加算したことなどにより、臨時財政特例債を含めた実質的な地方交付税は、全国ベースで+2.7兆円(+15.0%)、本県では+171億円(+12.0%)が確保された。

・税の偏在是正のための地方法人特別税等

平成20年度に創設された税の偏在是正のための「地方再生対策費」、「地方法人特別譲与税」により、本県は+25億円(他に県内市町村分 +約25億円)の増収となった。

今後、地方分権改革推進委員会の第3次勧告(地方税財政制度)が予定されており、引続き、県内市町村、全国知事会などの地方六団体等と連携し、真の地方分権改革の実現のための取組みを進める。

② 市町村への権限移譲

市町村への権限移譲については、「地域における事務は、基礎自治体である市町村が処理する」という考え方を基本として、住民の利便性の向上等に資する事務について、引き続き市町村に移譲を進めていく。

※ 21年度の新たな事務権限の移譲(2項目、8事務を予定)

- ・公有地の拡大に関する法律に基づく一定の要件を満たす土地を有償譲渡しようとする場合の届出の受理 等
- ・長期優良住宅の建築・維持保全をしようとする者が行う長期優良住宅建築等計画の認定申請の受理、調査及び県への送付等の事務(経由事務) 等

(トータル81項目992の事務を移譲)